

資料番号	2
------	---

令和5年1月19日
課名 教育委員会事務局
秘書広報室
担当者 室長 糸崎
内線 4934

広島県教育委員会会議録

令和4年11月11日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和4年11月11日（金） 13：00開会

14：23閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志	々	田	まなみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 欠席委員 なし

3 出席職員

教育次長	濱	本	清	孝
管理部長	小	川	元	史
学びの変革推進部長	竹	志	幸	洋
総括官（乳幼児教育）（兼）参与	重	森	栄	理
教育センター所長（兼）個別最適な学び担当課長	杉	原	満	治
理事	榊	原	恒	雄
総務課長	杉	本	真	一
秘書広報室長	糸	崎	誠	二
教職員課長代理	山	内	領	二
施設課長	坂	光	秀	和
不登校支援センター長	蓮	浦	顕	達
高校教育指導課長	木	村	剛	毅
豊かな心と身体育成課長	黒	田	康	弘

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第 1	会議録署名者について	1
日程第 2	第 2 号 議 案 広島県教育委員会規則の一部改正について	1
日程第 3	報告・協議 1 広島県地方産業教育審議会の答申について	3
日程第 4	報告・協議 2 令和 3 年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状について	4
日程第 5	報告・協議 3 令和 4 年度広島県児童生徒の体力・運動能力調査結果速報について	8
日程第 6	報告・協議 4 令和 7 年度全国高等学校総合体育大会広島県準備委員会の設立について	11
日程第 7	第 1 号 議 案 知事の専決処分に対する意見について	12

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名を申し上げます。
会議録署名者として中村委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思います、いかがでしょうか。
細川委員： 第1号議案は内部検討を行うものですから、審議は非公開が適当ではないかと思いません。
平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。
第1号議案の知事の専決処分に対する意見については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。したがって、本日の議題は、第1号議案を公開しないで審議することといたします。
それでは、第2号議案、広島県教育委員会規則の一部改正について、山内教職員課課長代理、説明をお願いいたします。

第2号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について

山内教職員課課長代理： 第2号議案でございます。広島県教育委員会規則の一部改正について御説明いたします。

1 ページをお開きください。今回の改正は、教育職員免許状に関する規則につきまして、その一部を改正するものでございます。

2 の改正理由でございます。教員免許状、3種類ございますが、そのうちの一つである特別免許状につきまして、文部科学省において特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針が改訂されました。その内容といたしまして、免許状の授与にできるだけ迅速な手続が可能となるよう、改善を図っていくことが望ましいとされております。このことを受けまして、特別免許状の申請を常時受け付けるなどの手続の迅速化を図りたいと考えております。

3 の改正事項でございます。1点目として、特別免許状の申請期間につきましては、現在、2月と7月に限定されております。この期間を定めた規定を削除し、随時申請を可能とします。2点目でございます。特別免許状の授与年月日につきましては、現行では4月1日と9月1日に限定されております。この規定を削除し、速やかな授与を可能にしたいと考えております。

4 の施行期日でございます。県報への告示を予定しております、令和4年11月21日の公布日から施行したいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。
志々田委員： フレキシブルに対応することはいいことだと思うのですが、そもそも年に2回に限定されていた理由というのは何でしょうか。
山内教職員課課長代理： この度の文科省の指針に書かれている内容でもありますが、もともと免許管理者の事務負担というのが課題になっておりまして、そういう経緯でこれまで年2回と規定され

ておりました。

志々田委員： 多分そうだろうと思ったのですが、今回変えることによって事務局の御負担とかは過度に増えたりすることはないのでしょうか。

山内教職員課課長代理： こちらも改正指針の方にございますが、例えばこの度の申請者の勤務実績であるとか、そういった免許状を受ける者の実態が分かっているときには、免許管理者である都道府県教育委員会において、書面での審査も許容するといった工夫も上げられております。そういった工夫を取り入れながら、効率よく事務を進めてまいりたいと考えております。

志々田委員： 迅速にできる状況と条件がそろっているのなら、いいことだと思います。

中村委員： 多種多様な分野の人材を速やかに配置することができるような趣旨であるということ、結構なことだと思います。

こういう迅速化とは別に、社会人経験であったり専門性を有する人たちをなるべく、教育現場で活躍してもらおうという点からいいますと、手続的なことだけではなくて、そういう人たちを受け入れる現場であったり、あるいは教育委員会の受け入れる側の考え方とか、活用しようという機運が盛り上がっていかないと、こういう手続面だけいつでも受けられるようにしてもなかなか増えていかないという点もあるのではないかと思います。そういうところも、より受け入れやすくなる、より優秀な人が来てくれるような改善があれば取り組んでいただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

山内教職員課課長代理： まず、できるだけ授与を広げていくという観点につきましては、この度の規則自体は手続の部分だけですが、この下に要綱がございまして、基準が明記されております。文部科学省の方からも、従来、1学期間以上の授業実績、それから600時間の勤務の実績があったものを、できるだけ緩和するよというということで、広島県は、そういう基準でやっておりましたが、600時間の勤務経験というものを改めていきたいと考えております。そういう要件緩和を図っていく点が1点ございます。

もう1点、受入れ側の話でございます。特別免許状の授与者というのは、専門性は高くありますけれども、教育指導面につきましては経験値が少ない方が多いと思います。そういう方に対しては、しっかり研修の機会を提供するとか、雇う側、公立学校の場合であれば都道府県や市町教委であります。私立学校におかれましても、そういった受け入れた後の支援体制というものをしっかり整えるよという指示が入っております。こういったことも各任命権者、雇用者の方に周知を図ることで、入ってきていただいた方が速やかに教育現場に定着していただけるよという周知を図っていききたいと考えております。

中村委員： よろしくお願ひします。

菅田委員： 迅速な手続ということでこうなったのだと思うのですが、今までは、受付期間からおおむね2か月後ということなのですが、その間の事務量というのは結構あったのですか。

山内教職員課課長代理： 申請書類が一定程度ございますが、そういうものを踏まえまして、面接を実施してございました。これにつきましては、本県でありますれば大学の学部長、それから、その教科に関連する知見を持った校長先生などに面接をしていただいて、その検定を経て、授与してございます。そういうことが一定の事務作業としてはございます。

菅田委員： となると、随時受付となると、今までは学校の先生とか学部長さんにこの日とこの日とスケジュールリングできたのでしょうか、随時受付となると、毎月やってもらうことになるのでしょうか。

山内教職員課課長代理： 今は年2回ではございますが、事前の相談などもありまして、本人の書類も揃えていただくものも多くございますので、おおむね三、四か月、全体として考えておりました。そうしますと、年に3回か4回程度、発行の機会が出てくるかと思っております。そういったものにはできる限り対応してまいりたいと考えております。

菅田委員： 職員の皆さんの仕事の平準化と、先生方の御負担を考えて、バランスよくやっていただければと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませぬでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件について終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願ひします。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議 1 広島県地方産業教育審議会の答申について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、広島県地方産業教育審議会の答申について、木村高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

木村高校教育指導課長： 広島県地方産業教育審議会の答申について説明いたします。

資料 1 を御覧ください。1 答申日に記載しておりますとおり、去る 10 月 31 日に広島県地方産業教育審議会会長から答申が提出されましたので、その概要を報告させていただきます。

2 答申の概要を御覧ください。審議会では、県教育委員会が令和 3 年 8 月 25 日に諮問した「本県におけるこれからの産業教育の在り方」について審議され、資料に記載している四つの項目から構成された答申がまとめられたところでございます。

この度の答申の特色といたしましては、3 に記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大やウクライナ情勢の悪化等により、世界情勢が混沌としていることに触れ、VUCA といったキーワードなどを挙げつつ、産業教育を取り巻く現状が示されています。そして、現状を踏まえ、審議会の答申として、目指す生徒の姿、教職員の姿、そして学校の姿、これが初めて整理されています。そして、目指す姿の実現に向けて、各学科の教育内容の充実はもとより、学科の枠を超えたカリキュラムの開発や教職員の資質・能力の向上、教育環境の整備等に係る方策が示されているといった点が上げられます。

提出されました答申につきましては、資料 2 として添付しております。最後の 1 枚は、その概要になっております。

教育委員会といたしましては、今後この答申を踏まえ、具体的な施策の推進に取り組むこととしております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 熱心に議論していただいて、方向性が決まってきたかと思えます。

具体的な施策について、これから取り組むということですが、既にもう始めているというか、着手し始めたものがあつたら教えていただければと思います。

木村高校教育指導課長： 答申の中にも示されておりますけれども、その方策の一つとして、社会に開かれた教育課程の実現に向けた取組を進めることであつたり、あるいは、その中でカリキュラムの編成、実施に関して検討することがございます。県の教育委員会では、これまで、専門高校のアップデートとして、特に商業学校から始めた「生きるって何？」というエッセンシャルクエスチョンから始めるカリキュラムを開発して実施しており、それが商業から工業、そして農業へと、年次進行の形ですけど、広げていこうということでございます。

中村委員： 以前に御報告いただいた中間報告と比べて何か大きく変わったところがありますか。

木村高校教育指導課長： 大きな方向性として変更はございませんけれども、例えばグローバル化の進展ということにつきましては、審議会委員の方からもウクライナの情勢等を考えて、一方的に進展している状況ではないという御意見もいただいて、混乱しているような状況があるということについての記述を加えたところでございます。

中村委員： 分かりました。

この答申の中身をあまりじっくり見る時間はないのですが、中間報告と今までの議論をお聞きしますと、いい中身になっていると思います。教育全般に生かせるような内容であると思っております。特に産業教育にどう落とし込んでいくか、どう生かすかを現場に考えさせるというよりは、やはり教育委員会が指導的に、カリキュラムの開発等で検討していくことだろうと思いますので、その辺りをしっかりやっていたらと思います。

細川委員： 今後の予定で、具体的な施策の推進に取り組むことになっておりますけれども、何か具

体的なスケジュールとか、この答申を今後何年間で取り組む等というものがございませうでしょうか。

木村高校教育指導課長： この度の答申の中でも述べられておりますが、一つ目、カリキュラムの編成及び実施、二つ目として、教職員の資質、能力の向上、三つ目、教育環境の整備、こういった3本柱で施策を進めてまいりたいと考えております。特に令和5年度につきましては、まだ検討の段階ではございますけれども、カリキュラムの編成、実施に関して、その教育課程内、あるいは外を視野に入れた学校、学科横断による探究的な学習プログラムの開発に向けた検討や、社会の課題を解決するアイデアを創出する独自のビジネスコンテスト等の開催に向けて検討してまいりたいと考えております。

教職員の資質向上に関しては、探究的な学習活動を充実させるための教員のファシリテート力、これを育成する研修、これらも検討してまいりたいと考えております。

教育環境整備の推進に関しましては、産業教育設備の特に高額なものについて長期的な整備計画、これらの作成などを検討してまいりたいと考えております。

細川委員： 非常に流動性といいますか、世の中の変わるスピードが速い中で、今回も審議会の答申をいただきましたけれども、これについては、例えば情勢を見ながら随時アップデートしていくとか、審議会のメンバーの方にいるいろいろとその辺りのところを考察していただくということはあるのでしょうか。

木村高校教育指導課長： 確かに委員の言われるように、非常に先の見通せない現状でございます。この度の委員の方々との関係も、審議会が終わって終了というわけではなく、今後引き延びているような場面でアドバイスいただいたりということで進めてまいりたいと考えております。

志々田委員： ほかの県と比べると、非常に最先端なビジョンをおおむね描かれているのは広島県らしくていいなと思って読ませていただきました。

その一方で、やはり専門高校という、地元で就職する子供たちの教育機会だというような、中学校までの進路指導であったり、キャリアのイメージだったりというものがあろうと思うのです。それをやはり払拭していくということが必要かと思っております。この内容を是非中学校の進路指導の先生たちに、広島県の高校、専門高校というのは決して、ローカルだけではなくグローバルも含めた形で教育を提供しようとしていて、進学を希望する子にも、それから地元で働きたい子も、どの子にも対応できるということを是非アピールしていただきたいと思うのですが、そういう機会というのは今後予定されていますか。

木村高校教育指導課長： 教育委員会としましては、まずは専門高校の校長等を対象とした説明会を開催したり、あるいは、教職員に対しても会議や研修の機会でも説明したり、その中で答申の趣旨を説明してまいりたいと考えております。

また、委員の言われた中学校へということですが、12月に開催予定の県内の小・中・高等学校等の校長が出席する、広島県公立学校校長会連合会研究大会という大会ございまして、そこで審議会の会長を務めていただきました広島工業大学の長坂学長が講演される予定となっております。その中で答申の趣旨等についてはお話しいただけると聞いております。

その他にも、要点を分かりやすく伝えるための動画の作成なども検討しており、広く周知するための工夫を続けてまいりたいと思っております。

志々田委員： 是非それを続けていっていただきたいので、進路指導の担当の教員ですね、生徒指導も含めた進路指導の先生方にこの情報がきちんと伝わるように。そうしないと、高校が一生懸命新しい姿を追っていても、そこに入ってくる子供たちに同じビジョンを描かせてあげられるような指導ができていないと、とてももったいないことだと思いますので、是非とも中学校に働きかけを強化していただければと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 令和3年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状について

平川教育長： 続きまして、報告・協議2、令和3年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状

について、黒田豊かな心と身体育成課長、説明をお願いいたします。

黒田豊かな心と身体育成課長： 令和3年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状について御報告いたします。

資料1ページに、令和3年度の広島県における生徒指導上の諸課題の概要を、資料2、3ページに、生徒指導上の諸課題の5年間の年次推移をグラフにし、3ページの下に、各項目の諸課題数値のピーク時との比較を表に示しております。

2ページ、3ページのグラフを御覧ください。令和3年度の調査結果の概要としましては、暴力行為の発生件数、いじめの認知件数、長期欠席児童生徒数及び不登校児童生徒数、中途退学者数のいずれにおいても、前年度と比較して増加しております。全項目に共通の背景として、令和3年度は一斉臨時休業こそありませんでしたが、日常の授業におけるグループ活動や学校行事、部活動など、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための処置による様々な活動の制限等が引き続き生じており、児童生徒の生活や心情に少なからず影響を及ぼしていると考えられます。

令和3年度の生徒指導上の諸課題の特徴として、3点、御説明いたします。

特徴の1点目は、暴力行為発生件数の増加でございます。小学校において、大きく増加しております。小学校における暴力行為発生件数の増加の要因として、市町教育委員会からの聞き取りによると、二つの要因が挙げられました。一つは、行動制限のストレスによって感情を抑え切れず、衝動的に相手を押す、引っ張る、つねる、物に当たって壊すなどの暴力行為に至ることが増えていること。もう一つは、従来、多様に行ってきたコミュニケーション活動が十分に行えなかったことによってコミュニケーション不足、コミュニケーション能力の未熟さが生じ、叩く、蹴る、相手の持ち物を壊すなどの方法で不満を訴えるケースが増えていることといった要因が挙げられます。

行動制限のストレスやコミュニケーション活動を十分に行うことができない中で、軽微な行為が発生しやすい小学校において、特に件数が増加したものと考えております。今後は、児童生徒のストレスや不安の解消へ向けてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や関係機関と連携するなどして、個々の特性の背景を踏まえた計画的、組織的、継続的な指導、支援を行うことができるように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充を図ってまいります。

また、コロナ禍におけるコミュニケーション活動の不足を補うため、特別活動の授業等におけるICT機器を活用した話し合いなど、各学校が創意工夫をして取組を進めております。今後、行動制限がある中での特別活動の好事例を発信するなどして、各市町教育委員会及び県立学校への指導、支援を行ってまいります。

2点目は、いじめの認知件数の増加でございます。本県では、各学校がいじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止委員会において対応を検討し、組織として確実に認知を行うとともに、いじめを見逃さず、いじめられている児童生徒の心に寄り添った指導を行うよう、各学校に対し指導してまいりました。これにより、コロナ禍の状況において、教職員が観察や声かけ、面談等により児童生徒の心情の把握に努め、これまで以上に感度を高めて積極的な認知を行ったことで、認知件数が増加したものと分析しております。今後も各学校が発見できていないいじめがある可能性を考慮しつつ、いじめ防止対策推進法に基づき、積極的な認知、早期対応に取り組み、解消を図っていくよう、研修、協議会、学校訪問等、様々な場面や機会を捉え、市町教育委員会及び県立学校への指導を行ってまいります。

3点目は、不登校児童生徒数の増加でございます。不登校につきましては、小・中学校の全学年で増加しています。主たる要因としましては、昨年度と同様に無気力、不安や生活リズムの乱れ等の本人に係る状況、また、家庭に係る状況や友人関係をめぐる問題などの学校に係る状況が挙げられており、引き続き、児童生徒一人一人の状況に応じた支援が必要であると考えております。本県では、不登校の未然防止と不登校等児童生徒の社会的自立に向けた取組を充実させるために、令和元年度から市町教育委員会がスペシャルサポートルームを設置した小・中学校を不登校SSR推進校として指定し、令和3年度は不登校支援センターの指導主事が推進校21校に毎週訪問し、SSRの設置や運営、学校の組織体制の確立に向けた支援を行ってまいりました。

令和3年度の状況につきましては、推進校21校中11校において、前年度より不登校児童生徒数は増加してはおりますが、県全体の増加率が30%に対して、推進校全体では13.9%にとどまっております。今年度は推進校を33校に拡大するとともに、県立教育センター内にある心のふれあい相談室において、これまでの来室による利用にオンラインで利用できる機能を加えた県教育支援センター、SCHOOL“S”を開設し、不登校

等児童生徒の居場所、そして学び、成長できる場の充実を図っているところでございます。

今後も推進校やSCHOOL“S”における取組事例の発信を通して、学校等の社会とつながっていく場の整備、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援の在り方や考え方を県全体へ普及し、学校及び市町教育委員会を支援してまいりたいと考えております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御意見又は御質問がございましたらお願いいたします。

菅田委員： 暴力行為といじめの相関ですけども、暴力行為が多かったら、やはり陰でいじめも多いような気はするのですが、資料を見ると、広島県1,000人当たりの発生件数、暴力行為は全国平均よりもかなり多いのですが、いじめは逆にかなり少ないということは、いじめをちゃんと認知できているのかどうかというのが少し不安になってくるのですが、この辺りはいかがでしょうか。いじめと暴力の相関関係、ありそうな気がするのですが。

黒田豊かな心と体育育成課長： どちらかを選択して選ぶというカウントの仕方をしておりますので、いじめの認知の基準とか暴力の認知の基準であるといったものは国が示したものでありますが、学校がどちらかを選択するといったようなことがありまして、どちらを発見するのが早いということにも影響があるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、暴力行為が増えてというのは、犯罪にならないような初期段階のものを暴力行為と学校が捉えてくれて認知しているといったことですので、指導している結果で、数字が増えることを肯定的に捉えるとはあまり言えないのですが、重大なことになる前で見つけていると捉えております。

中村委員： 分析等お聞かせいただいたのですが、2ページの棒グラフを見ると衝撃的な状況だと思いがちお聞きしました。いじめの認知件数については、増えること自体がいわゆる積極的な意味合いもあるとは思いますが、この暴力行為、長期欠席、不登校というところが令和2年、令和3年度に増加傾向にあったとはいえ、これだけ顕著に増えているのはやはりコロナの影響だろうと思えます。

それで、先ほど対策でお話があったICTの機器の活用であるとか、あるいは、スクールカウンセラーやSSR、私も先般、SCHOOL“S”を視察させていただきましたけれども、非常にきめ細かい、いい対策を取られていると思えます。しかし、この状況を見ると、そういう対症的な対策だけじゃなくて、正に課長から御説明があったようなコミュニケーションの不足、また、それから来る能力の低下だとか、行動制限によるストレスみたいなことがやはり大きいのだろうと思えます。コロナの状況とか、健康被害だとか、専門家ではないので何とも申し上げられないのですが、やはりそういうところを充実させていかないとこうなってしまうということも、多分、この状況からすると事実だろうと思えますので、これはなかなか難しい問題ではありますが、何ていうのでしょうか、糞に懲りて膺を吹くようなコロナ対策ではなくて、やはり子供たちのコミュニケーションであったり、心の交流であったり、情緒を育める活動をもっとできるような最大限の努力をしていくべきなのだろうなと思えました。

ちょうど今、平和公園の前を通ると修学旅行のバスも物凄い数が来ていて、ここ2年のことを思えば本当によかったなと思えます。だから、コロナ対策はもちろん必要だろうとは思いますが、どこで線を引くか難しいですが、やはり、本来、育てられていくべきところが育てられていくような、そういう現場の活動ができるように最大限努力していただければと思います。よろしく申し上げます。

黒田豊かな心と体育育成課長： やはり、コロナ禍で対面での会話や話し合いを授業の至るところで、あるいは道徳とか特別活動でそういった活動は、制限の中でやっていたのは、大変大きな影響があったのではないかと認識しております。少しでも感染状況がよくなったときには、そういったものをすぐ切り替えて行っていくような、そんな対応が必要ではないかと考えております。

細川委員： ありがとうございます。少し関連もしているのですが、令和4年度になりまして、体育祭が実施できたり、文化祭ができたということで、生徒の声を聞きましても、3年生であれば、最後の最後で文化祭ができて楽しかったという生の声も聞こえているわけですが、これは令和3年度までのデータがここに書いてあるのですが、もしお分かりでしたら、楽観的に思っているわけではないのかもしれませんが、令和4年度になり、だんだんそういう行事もできだして、対面もできるし、コミュニケーションも取れ出して、

児童生徒のストレスもだんだんと緩和されていくのかなと思うのですが、令和4年、半分済んだわけですが、課長の方で令和4年の上半期終わった中で、子供たちが落ち着いてきたとか、こういう問題がだんだん緩和されていっているとか、そういうことがお分かりでしたら、教えていただければと思います。

黒田豊かな心と身体育成課長： 現在、各学校から、月例という格好ではあるのですが、二月に1回、学校から情報を集めているところで、まだ半年という状況では少し申し上げにくいかなと思います。ただ、先ほど楽観というお話がありましたが、蓄積されているものがありまして、3年生は1年生のときからのコロナの状況ということがあります。ですので、今年1年ですぐに好転していくとは思ってはおりません。

細川委員： もちろん、今、御説明いただいたことだと思います。3年生は最後の最後でやっと学校生活らしい学校生活ができ始めた。1年生、2年生については、また来年、再来年がありますから、その都度都度でそういう経験をできていくのだろうと思うのですが、要は、個別的な対応というのが、それぞれのケースによって違っていることがあるでしょうから、引き続きそれを追いかけていっていただけて、1件1件の解決に向かっていただければと思っております。

近藤委員： 先ほど不登校数の増加のところで、理由を幾つか挙げていただいたのですが、不登校の理由というのは、チェックの項目で定型の理由が幾つかあるのか、その内容がどのようなものなのかということと、それを選択するのは学校になるのでしょうか。調査のやり方というか、その辺りを教えていただけたらと思います。

蓬浦不登校支援センター長： 不登校の要因につきましては、学校に係る状況として、例えば友人関係をめぐる問題であるとか、教職員との関係、学業不振、進路不安、クラブ活動・部活動等への不適應、学校の決まり等をめぐる問題、入学・転入学時の不適應、それからいじめというような項目が挙がっております。家庭に係る状況としては、親子の関わり方であるとか、家庭内の不和、それから、家庭の生活環境の急激な変化ということ。本人に係る状況としては、無気力、不安、それから、生活リズムの乱れ・遊び・非行というような項目の中から、学校が、主たる要因として考えられるものを一つ選んで回答することとなっております。

近藤委員： 学校で選択しているということは、実態はもしかしたら違うかもしれないというところがあるのでしょうか。

杉原個別最適化学び担当課長： 先ほどの報告にありましたように、一番多い要因というのが無気力、不安ということです。御承知のように生まれつき無気力な子というのはいないと思われまして、何らかの要因があって子供たちがそういう状況になっていると考えるべきでありまして、その部分を我々もですし、学校と一緒に、状況をしっかりと把握をしたり、あるいは、保護者、子供としっかりと話をする中で取り組むことが不登校の未然防止につながっていくと考えてございます。

近藤委員： その辺り、詰めていただいているということで、今後お願いします。

それともう一つ、不登校対策として、教育委員会としてもスペシャルサポートルームをつくったりだとか、SCHOOL“S”を設置したりだとか、いろいろ対策を取ってくださっているのですが、フリースクールとの連携について調査していただけたかと思っております。その後、教育委員会との関わりについて、進展したところがあったら、教えていただけたらと思います。

杉原個別最適化学び担当課長： 具体的には、状況の調査からスタートしておりまして、年を追って我々も少しずつフリースクールの状況について把握をしていっているところでございます。昨年度から今年度にかけては、各市町の教育委員会の方からヒアリングも実施をしまして、各市町の教育委員会の担当者とフリースクールの中から参加をしていただけたところについては情報交換の場を設けていこうと考えております。

近藤委員： 不登校の子供さんたちが社会と途切れないようにというところに、不登校対策の目的というのはあると思いますので、その方法の一つとしてフリースクールの方も有用な資源になると思いますので、また連携等を進めていただけたらと思います。

志々田委員： とても心の痛い数字が、本当にどうしたらいいのだろうかと、皆さんそうやって思っ取り組んでくださっていることは重々承知で申し上げるのですが、今これだけの不登校の子がいる、長期欠席の子がいる。この子供たちが学齢期だから、私たちは数字を知ることができて、今どういう状況にあるのか分かる。けれど、卒業していったら、この子供たちがどうなっていくのか、いま一度、きちんと調べないといけないでしょうし、彼らがもう一度学び直すチャンスを、広島県の高校を超えた子供たちに、私たちが提供

することがしたくてもできなかったのですが、受け取ってもらえなかった子供たちの教育機会をどうやって、いつ受けたいと思ってもらえるか、もしくは、年を重ねた後でも帰ってきたいと思ってもらえるか、こういうところにも、配慮をしていかないと、渋っている子供たちが来てくれる方法を考えるのと一緒に、どう補っていくのか、この数字を見ると、たくさんの若者が適切な時期に適切な学びというチャンスを失って、社会の中へ出ていってしまっているという数字に私には見えるのです。何かそういう取組とか、夜間中学校は広島だと二つあると思いますけども、そうした連携であるとか、様々な生涯学習、社会教育の学習機会であったりとか、そういうところというのはどのようになっているのか、不登校を経験した子供たちの次の学びの先について情報があれば教えていただきたいのですがいかがでしょうか。

杉原個別最適な学び担当課長： 私どもとして具体的に状況を把握しているということに今、なっておりません。卒業後の相談窓口については、様々な形でお知らせをすることはございますけれども、今後、市も含めまして連携をしていく必要があるなと考えております。

志々田委員： 恐らく教育の範囲を超えていくのだと思いますけれども、やはり、今この子供たちに何かしてあげられることが、残念ながらできない中で、その先を見据えた政策を打っていくということも今後、個別最適な学びを考えていく上で必要なのかなと思います。

もう一つ、個別最適な学びが可能であれば不登校になってないような気がします。個別最適な学びが全ての子供たちに保障されれば、学校を長期欠席する子供も不登校の子供もいなくなると思います。そうすると、やはり、個別最適な学びというものが本当に今の学校の中で実現できていないとすれば何が原因なのかを考えていかないといけない。このままで学校がいいわけではないとするのなら、大人は何をしなくてはならないのかということも多く先生たちと意見交換したりだとか、目の前の子供の不登校をどうしようかと思っておられると思うのですが、学校がどう変わらなければいけないのかという議論を巻き起こしていけないのかなという危機感が、今回の数字にインパクトがあったと思うので、是非そんな志のある先生方と一緒に協議できる場があればいいなと心から思いました。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議3 令和4年度広島県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査結果速報について

平川教育長： 続きまして、報告・協議3、令和4年度広島県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査結果速報について、黒田豊かな心と身体育成課長、説明お願いいたします。

黒田豊かな心と身体育成課長： 報告・協議3、令和4年度広島県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査結果の速報について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。初めに、1 調査の概要について御説明いたします。

本調査は、本県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の現状を明らかにし、学校における体力向上や運動好きな児童生徒の増加に向けた取組を推進するため、県内公立学校の小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生段階の児童生徒を対象として、今年度4月から7月までの間に実施いたしました。調査の内容は、(4)のアからウに示しております。この速報は、主に、ア、イについて報告するものでございます。

続いて、2ページを御覧ください。調査結果のまとめでございます。まず、(1)体力合計点平均値の年次推移について御説明いたします。

このグラフは、悉皆調査を開始した平成23年度から本年度までの体力合計点の平均値の推移を示しております。

なお、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施を見送っております。

本県の児童生徒の体力は、体力合計点平均値の年次推移を見ると、平成30年度までは上昇傾向にありましたが、本年度の調査では、小学校、中学校、高等学校の全ての段階において、令和3年度の調査結果を下回る結果となりました。しかし、小学校、中学校の段階においては、体力合計点の平均値が前年度の全国調査結果を上回る結果となりま

した。

今年度の調査結果については、令和3年度の調査結果に国が示しているとおり、令和2年3月から続いている新型コロナウイルス感染症拡大防止のための様々な行動制限により、学校での活動も制限されたことで、体育の授業以外での体力向上の取組が減少した影響があったものと考えられます。

本県においても、様々な行動制限により、学校教育活動全般において影響を受けたことで、体力・運動能力の低下につながったと考えられます。

続いて、3ページを御覧ください。(2)テスト項目別前年度(令和3年度)平均値との比較でございます。テスト項目ごとに各段階の県平均値を前年度、令和3年度と比較し、前年度以上の項目を二重丸で、前年度を下回っている項目を三角印で示しております。今年度の調査結果の特徴について、3点、御説明いたします。

表の右下を御覧ください。まず、1点目としては、本年度の調査では、全体で61.5%の項目が前年度を下回っており、特に小学校段階において、男子が75%、女子が87.5%の項目で前年度を下回っていることです。コロナ禍による運動制限によって、運動時間が減少したことが、走る、止まる、投げるなどの基本動作の習得に適した小学校段階において、特に影響が大きかったと考えられます。

次に、2点目としては、長座体前屈の項目では全ての段階で、また、握力では小学校女子を除く全ての段階において前年度を上回っていることです。コロナ禍の行動制限下においても、家庭で手軽に行うことができる運動等を体育の授業に取り入れるなど、児童生徒に推奨したことが要因として考えられます。

3点目に、持久走、シャトルランの項目では、全ての段階で前年度を下回りました。行動制限下において、呼吸が苦しくなる運動を日常生活の中に取り入れにくかったことが要因として考えられます。

次に、4ページ、(3)を御覧ください。(3)では、児童生徒アンケートにおいて、運動、体を動かす遊びを含むやスポーツをすることは好きですかの質問に対し、好き、やや好きと答えた児童生徒の割合を示しております。運動やスポーツをすることは好きですかの問いに対し、本年度の調査では、好き、やや好きと回答した児童生徒の割合は、令和3年度に比べ、全体の増加傾向は見られませんでした。運動やスポーツに親しむための授業改善に向けた、これまでの本県の取組をさらに普及させ、成果につなげていく必要があると考えております。

なお、1ページの(4)にあります調査内容のイ、児童生徒アンケート調査及びウ、学校質問紙調査の調査結果などの詳細につきましては、年度内にホームページに掲載し、公表することとしております。その際、学校で行われた体育に関する指導改善の取組の好事例を併せて紹介し、児童生徒の運動、スポーツに対する関心や意欲を高める取組のさらなる充実を図ってまいります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

菅田委員： コロナで予想どおりの結果ということですが、最近もローカルニュースなどを見ると、体育の授業とか、小学生と中学生を対象にした地域の外の行事でマスクをしているのです。東京はもっとひどくて、マスクばかりしているのですけども、田舎は、外はマスクを外して、外でも大声で話すようなときはマスクをしなければいけないのでしょけども、ある程度距離を持って運動している場合はマスクを外させる指導、このマスクは何のためなのかと。皆さん全員が思考停止して、みんながやっているからやっているという状態になってしまっているのです、やはり学校はアカデミックなところなので、マスクの意義を正しく理解させて、外せるときは外させるということをやっていないと、こんな状態で走って、大人でも。運動嫌いになってしまうので、そこら辺の指導を是非よろしくお願ひしたいと思います。

黒田豊かな心と身体育成課長： 体育の授業、あるいは運動会でも、マスクを外すようにと指導を学校でしているのですけども、顔パンツという言葉も使われるように、つけ慣れてしまって、外したがるな子も中にはおります。そういった子に対しても、マスクを取って楽しく運動ができるようにという指導は今後もしていきたいと思ひます。

細川委員： 4ページの(3)の体を動かすことが好き、やや好きと答えた児童生徒の割合という数字を見させていただいて、すごく安心したというふううれしく思ったのですね。以前、女子の方はあまり運動が好きでないということをお聞きしましたが、8割近い児童生徒、児童は8割超えていますけども、運動が好き、又はやや好きと答えてくれているという

ことを見ますと、運動が嫌いで体力が落ちているわけではなくて、先ほどからの理由によって、グラフが右下がりのカーブになったと判断するとしたら、先ほどの一つ前の報告・協議と似通うかもしれませんが、だんだん学校又は学校外、地域でも運動する機会が増えてくるに従って、以前のような平均値との比較も二重丸が増えていく予想ができるのですが、いかんせん令和3年度の数字を示されておりますが、令和4年、令和5年はまだ分かりませんので、ここで丸が増えていくのではないのでしょうかと言うのも少し早計ですけれども、その辺りを各学校含めて御指導いただくことによって、コロナの前のような状況になっていくのではないかなと思います。その辺りのところ、予想するのめどうかとは思いますが、そういう気持ちでこれを見ていきたいと思うのですが、課長はどのような印象を持っておられますか。

黒田豊かな心と体育育成課長： 先ほども説明に入れましたが、平成30年ぐらいまでの右肩上がりという調査のやり方を変えないと、同じように上がらないと思っています。例えば私が子供の頃は腕立て伏せとか腹筋とか決まったことを何十回やるとかというトレーニングをやっていました。でも、平成30年まで右肩上がりになった、そのときのやり方というのは、例えばペアで組み合せて、お互いに腹筋ができるようなやり方を考える。楽しくできるようなやり方を考えて、学校の先生方に指導してまいります。今度はそれもペアでできなくなったりして、少し離れた状態でやっている運動が今は小学生、中学生が主流になっています。例えばティックトックで中学生の女の子がずっと振りをつけた踊りをいろんなバリエーション入れながら撮影をするために汗だくになって練習します。こういったことを学校の授業でも使えるように、スポーツリズムトレーニングというのを取り入れて、中学校の先生方にこんなのがありますという紹介の仕方を行っています。ですから、そのときそのときの子供たちの興味を引くようなやり方を考えておまして、それを広げていきたいと考えております。単純に右肩上がりにはならないかもしれませんが、そういった、この運動が好きといったところを増やしていきたいと考えております。

中村委員： 先ほどの御説明のように、家庭でできる運動を推奨したら、その項目はほぼ全て向上して、持久走やシャトルランは全部下がったという、分かりやすい結果だと思います。運動しないと向上しない中身ばかりでありますので、菅田委員の御発言と同じような意見ではありますけれども、やはりなるべく運動ができるような環境をつくっていただくことだと思います。マスクも外したくないという人に外せとは言えないわけですが、外せるところは外してもいいということをしっかり周知をしていただいて、少しでも運動が楽しめるようにしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

志々田委員： 私もあんまり運動が好きではない子供時代を過ごしていたので、3割ぐらいの子供があまり好きではないというのもありかなとは思っています。嗜好性なので、好きかどうかを聞いているので、できれば好きと言ってほしいですけど、好き嫌いの問題をあまり気にしなくてもいいのかなとは思いつつ、ここに書いてある体力ですよ。この調査項目は私が子供の頃からずっとこの種目と同じようなことやってきたのですが、本当にこれって子供たちが健康な体をつくっていく上で必要な技術というか、体を動かすことをきちんと測る調査項目なのではないでしょうか。

黒田豊かな心と体育育成課長： この議論はずっと体育界ではされておまして、この項目は、実は文部科学省が平成10年に決めたもので、その時々専門家が集まって決められたものです。なので、柔軟性とか持久力とか敏捷性とか、そういったものがバランスよく入っていると説明は受けませんが、疑問はいつも皆さん持たれているというのが現状です。

志々田委員： ありがとうございます。私も疑問に思ってしまったので、こういう競技とかその数字で、もっと飛ばせるだろう、もっと速く走れるだろうという、圧力的なテストの結果と、好きか嫌いかというのは、私の経験上はリンクしないような気持ちがしていて、私たちが子供たちに是非させたいのは、やはり自分が健康を維持するために体を適度に動かすということが自分にとっても健康、大事だし、楽しいなという、この3ページと4ページの間みたいな気がします。なので、独自のものをつくれとは言わないですけど、体育の指導の中で、やはり先生方が思っておられる、この数字を上げようということに血道を上げるような指導も必要ないし、嫌いな子まで好きにさせる必要もないし、こういう議論はもっとたくさんできるといいなと思って、今お話を聞いていました。

黒田豊かな心と体育育成課長： 体育の授業でもそうですけれども、体力向上を一番に掲げているわけではなく、結果として体力が上がればいいという教科の目標です。ですので、楽しければ運動する機会が増えて、運動する時間も増える、そうすれば体力が上がるだろうという理屈で体育の授業をやっておりますので、決して50メートル速く走るために重りをつけてやっているわ

けではありません。

志々田委員： 安心しました。ありがとうございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 4 令和 7 年度全国高等学校総合体育大会広島県準備委員会の設立について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 4、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会広島県準備委員会の設立について、黒田豊かな心と身体育成課長、説明をお願いいたします。

黒田豊かな心と身体育成課長： 報告・協議 4、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会広島県準備委員会の設立について御説明いたします。

3年後の令和 7 年度に、全国高等学校総合体育大会を、広島県を幹事県として、中国 5 県で開催いたしますが、大会を実施するために必要な準備を進めるため、この度、県教育委員会、平川教育長を会長とする令和 7 年度全国高等学校総合体育大会広島県準備委員会を、令和 4 年 11 月 4 日に設立いたしました。

この広島県準備委員会では、基本方針や広島県開催基本構想といった、今後の大会開催に向けた準備を推進していくための基本的な計画等について、関係機関、団体と一体となって検討を進めていくこととしております。

県教育委員会といたしましては、全国各地から参加する高校生たちが最高のコンディションで競技に挑めるよう、主催者として、安全・安心に大会を運営するという責務を果たすとともに、子供たちや地域の方が、大会への関わりを通して様々な力を身につけたり、競技に対する理解や愛着を深めたりするなど、全ての人が開催してよかったと思える大会となるよう、準備を進めてまいります。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 1 度聞いてみたかったですけれども、広島県高等学校体育連盟とは一体何ですか。

黒田豊かな心と身体育成課長： 広島県の高校生が大会等に参加する場合に、広島県高等学校体育連盟に加盟をして、競技に挑むといった仕組みになっておりまして、要は、学校で行われる部活動を統括的にまとめている団体でございます。

志々田委員： 任意団体ですか。

黒田豊かな心と身体育成課長： 任意団体です。

志々田委員： 会員は誰ですか。

黒田豊かな心と身体育成課長： 会員は生徒です。

志々田委員： 生徒が会員。

黒田豊かな心と身体育成課長： はい、高校生です。

志々田委員： 資料に並んでいるのは先生方ですよね。

黒田豊かな心と身体育成課長： ここに並んでいるのは、それぞれの競技の顧問の集まりの委員長が代表者で、校長先生が部長になります。

志々田委員： 是非、子供たちにこうした実行委員会に入ってもらって、先生方も会員ですか。

黒田豊かな心と身体育成課長： 先生方は会員ではありません。役員としてこういった会議に参加していきます。

志々田委員： 何かいろいろ私の中で問題意識がむくむくと起き上がりましたが、それは置いておいて、会員である子供たちが日本国中の同じスポーツを愛する子供たちをお迎えする会に是非していただけるようにしてもらえればと思います。

黒田豊かな心と身体育成課長： 私が理解していなくて申し訳ございませんでした。高校生活動という、高校生が中心になってやる活動、大会に向けて準備する会というのは、この後、大人が準備委員会を立ち上げて、その段取りをした後に、お金のこととか段取りをした後に、高校生たちがいろいろなものを考えて大会をつくっていくといった構造になっております。説明が足りませんでした。

志々田委員： 是非、この会が重要ではなく、その子供たちの会が重要だと思いますので、是非また続けて御報告いただければと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 2 令和3年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状について

平川教育長： 報告・協議 2 で誤りがございました。御説明を再度いただけますでしょうか。
豊かな心と身体育成課長、お願いします。

黒田豊かな心と身体育成課長： 先ほど菅田委員からの、暴力行為かいじめかという質問で、私が少し間違っ
て説明をいたしました。どちらかを選ぶということではなくて、暴力は暴力でカウントし、い
じめにはいじめで重複していじめにカウントしていくということです。

暴力行為の中には、いじめに該当するものもあり、その場合にはいじめの状況、い
じめの認知件数にも計上すると、ですから2カウントということになります。

菅田委員： それだと、先ほど申しましたように、いじめが非常に少ないですね。ですから、暴
力があつたら、それをさらに調査して、それがいじめでもあつたというのは、この数字
に入るのでしょうか、単純に陰湿な言葉だけのいじめというのが本当に把握できてい
るかどうかが非常に疑問です。多分、ある程度、相関関係はあると思います。
暴力までいかななくて、陰湿ないじめをするという。だから、少しいじめの認知数
が実数よりも低いような感覚ですけども、これもう少し注意していじめを早期発見
できるような体制を取らないと重大ないじめ案件が発生する可能性があるのでは
ないか、その辺り少し怖いと思います。

黒田豊かな心と身体育成課長： いじめの認知をしっかりとやるということは、重ねて学校の方には伝えてまいりたい
と思いますし、これまでもやっていたんですけども、いじめがゼロだったといった学校に
対しては、本当にゼロだったのかを確認させる。これは児童生徒、それから保護者に対
してゼロだったということを報告させ、その跳ね返りでいじめがあつたのではないのか
といったところまで掘り出してくださいというお願いをしているところです。

菅田委員： 引き続きよろしくお願いします。

中村委員： 関連しますけど、いじめの認知件数、御説明もありましたけど、本当に小さなところ
から拾い上げていくということであれば、むしろ、このお話も前にもあつたと思いま
すけれども、SNS等も含めれば、いろいろないじめの芽というか、そういうものがや
り潜みながら起こりがち、増えがちだろうとは思いますが、今まで数年にわたって
取り組んできた結果がこの5年間の推移なのかもしれないんですけど、是非、菅
田委員の御意見のように、認知件数、もしあるのであれば上げていくことをし
っかりやっていたきたいと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、この件、報告・協議 2 も終わらせていただきます。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行います。傍聴者の
方は、御退席のほどをお願いいたします。

(14:16)

【非公開案件】

第1号議案 知事の専決処分に対する意見について

知事の専決処分に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14:23)

